

令和2年度 環境修復事業 第205-2分6003号 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業 低濃度 PCB 廃棄物（汚泥等）処理業務委託の公告に関する質問への回答（その1）

	質問内容	回答
①	特定業務共同企業体を結成する場合、共同企業体Aの構成員が同時に共同企業体Bの構成員にもなることはできるか。	特定業務共同企業体を結成する場合、入札談合防止の観点から、共同企業体Aの構成員が同時に共同企業体Bの構成員になることはできません。 このことは「三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチームが不適正処理事案の是正を目的として発注する廃棄物処理業務にかかる共同企業体取扱要領」第6条（2）に記載しております。
②	同一の入札に同一企業の別の支店ならば異なる共同企業体の構成員として参加することは可能か。	法人の場合、法人ごとに判断しますので、C株式会社 名古屋支店とC株式会社 東京支店であってもCという法人格ですので、それぞれが異なる共同企業体の構成員になった場合、双方とも資格がないものと判断されますので、十分ご注意ください。